

練馬区教育委員会教育長 宛て

転入の申立書

令和5年4月練馬区内保育園等の利用申込みにあたり、下記のとおり申し立てます。

記

申込書に転入予定住所・転入予定日が確認できる資料を添付できない理由

保護者住所：

フリガナ
保護者氏名：

フリガナ
児童氏名：

児童生年月日： 年 月 日

※ご注意

- ・この申立書を提出した場合、区外在住者に対する申込みの制限は解除されますが、練馬区保育実施基準表の調整指数4番または5番を適用し、加算の調整指数は適用しません。「保育利用のご案内」(P.42、P.44参照)
- ・この申立書を提出して、保護者の保育を必要とする状況を証明する書類が提出されない、もしくは、復職に関する申立書の復職希望月が令和5年5月以降の場合は申込みを取り消す場合があります。
- ・申込締切日までに練馬区への転入予定住所・転入予定日が確認できる資料(売買契約書や賃貸借契約書のコピー等)を提出した場合、本申立書は失効し、転入予定者としての申込みに取り替えて利用調整します。
- ・利用希望月の1日までに練馬区へ転入のうえ、住民票を異動し、改めて練馬区での申込みが必要です。内定した方で入園月の1日までに手続きがない場合、内定を取り消す場合があります。

[問合せ先]

練馬区保育課入園相談係

TEL 03-5984-5848